

問番号	問内容
助成金制度の延長	
★ Q14-01	2月25日に当助成金の対象期間の延長が発表されましたが、個人申請の対象期間も延長になりますか。

原則として、休業支援金・給付金の申請期限は、以下のとおりとなります。まずは、早めに特別相談窓口にご相談ください。

- ・令和3年8月～12月の休み 令和4年3月末まで
- ・令和4年1月～3月の休み 令和4年6月末まで

なお、特別相談窓口への相談中に上記申請期限を過ぎてしまった場合でも、申請を受け付けられる場合がありますので、特別相談窓口にご相談ください。

★ Q14-02	2月25日に発表された当助成金の対象期間の延長に伴い、特別相談窓口の設置期間も延長されますか。
----------	---

令和4年9月30日まで延長します。